

証券コード7049
2022年5月11日

株 主 各 位

東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル1階

株式会社 識 学
代表取締役社長 安 藤 広 大

第7期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第7期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、株主様においては、可能な限り株主総会への御来場をお控え頂き、書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。書面又はインターネットによる議決権行使に当たっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、3～4ページに記載のご案内に従って、2022年5月26日（木曜日）午後5時30分までに「議決権行使書が到着するようご送付」又は「インターネットでのご入力を完了」頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月27日（金曜日） 午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第7期（自2021年3月1日至2022年2月28日）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（自2021年3月1日至2022年2月28日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金の額の減少の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 吸収合併契約承認の件
- 第4号議案 取締役4名選任の件
- 第5号議案 監査役3名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第8号議案 会計監査人選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制及び方針」「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上のウェブサイト (<https://ir.shikigaku.jp/>) に掲載しております。

本株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.shikigaku.jp/>) に掲載させていただきます。  
お土産の配布はございません。何卒ご了承ください。

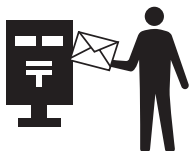
#### <株主総会当日のライブ配信について>

株主総会当日の様様を、インターネットでライブ配信いたします。具体的な視聴方法につきましては、郵送でお送りした「第7期定時株主総会招集ご通知」に同封されている「第7期定時株主総会のライブ配信に関するお知らせ」をご確認ください。

ただし、本ライブ配信からは議場での議決権行使及びご質問を承ることはできませんので、予めご了承のほどお願い申し上げます。また、配信に際しては、ご出席株主様の容姿を映さないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございますので、予めご了承ください。

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



## 郵送

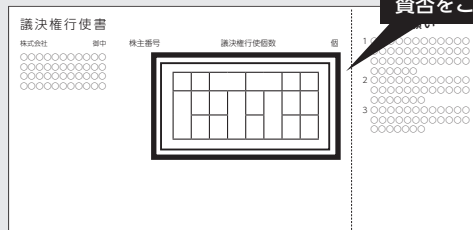
**行使期限**

**2022年5月26日（木曜日）  
午後5時30分必着**



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付ください。

## 議決権行使書のご記入方法



こちらに議案の  
賛否をご記入下さい。

第1号議案  
第2号議案  
第3号議案  
第6号議案  
第7号議案  
第8号議案

賛成の場合 → 「賛」の欄に○印  
否認する場合 → 「否」の欄に○印

第4号議案  
第5号議案

全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印  
全員否認する場合 → 「否」の欄に○印  
一部の候補者  
を否認する場合 → 「賛」の欄に○印  
をし、否認する  
候補者の番号を  
ご記入ください

※上記は議決権行使書のイメージとなります。



## インターネット

**行使期限**

**2022年5月26日（木曜日）午後5時30分まで**

パソコン又はスマートフォン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。議決権行使ウェブサイト及び議決権行使方法の詳細につきましては、次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。



## 株主総会へのご出席

**株主総会  
日時**

**2022年5月27日（金曜日）  
午前10時**



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として、本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

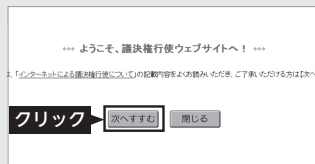
# インターネットによる議決権行使のご案内

## ■ 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>

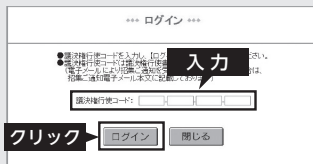


1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



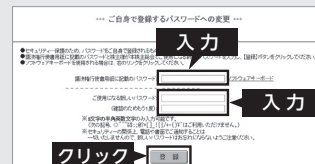
「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



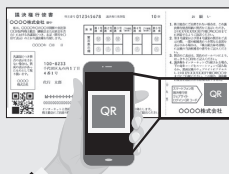
「初期パスワード」を入力  
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください  
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

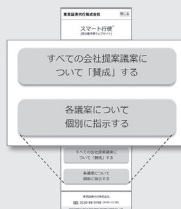
## ■ スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※ QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。  
インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。

### インターネットによる議決権行使についての注意事項

- ※ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
- ※ パソコン又はスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

東京証券代行株式会社

☎ 0120-88-0768

(受付時間：午前9時～午後9時)

## 第7期 事業報告

(自 2021年3月1日)  
(至 2022年2月28日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然厳しい状況にある中、ワクチン接種率上昇などにより一時は新規感染者数が急速に減少し、景気は持ち直す傾向がみられましたが、感染力の強い変異株の発生により感染の再拡大が深刻化するなど、依然として先行きが不透明な状況が続いております。当社を取り巻く環境として、「従業員を結果で管理する」、「ルールに基づく組織運営により働く場所に関係なく結果を出す」といった組織の生産性向上を図ることに対する市場ニーズは強く、当社サービスの需要は引き続き高い状況が続いております。

このような経営環境の中、当社グループは「識学を広める事で人々の持つ可能性を最大化する」という企業理念のもと、組織コンサルティング事業においては、積極的な講師人材の採用及び育成、講師の品質管理を徹底的に行いながら、「識学」が顧客の組織に浸透する状態を実現するべくサービス提供を行ってまいりました。スポーツエンタテインメント事業においては、Bリーグの2021-22シーズンが開幕し、B1昇格を目標にチーム強化への積極的な投資を行いながら、地域密着型クラブとして認知度向上に向けたマーケティング活動やスポンサー獲得のための積極的な営業活動を行ってまいりました。VCファンド事業においては、識学1号投資事業有限責任組合（以下、「識学1号ファンド」）の出資先である株式会社アイドマ・ホールディングスが東証マザーズに上場し、組成から1年半でIPOを達成した銘柄が2件となりました。これにより「識学」及び識学1号ファンドのソーシング活動に独自性があること、また、識学の組織コンサルティング手法が上場に向けた組織運営と親和性があることを証する1つの実績であると認識しております。

その結果、当連結会計年度の売上高は3,823,773千円(前年同期比52.6%増)、EBITDA(営業利益+減価償却費+のれん償却費+敷金償却費)は429,927千円(前年同期比115.9%増)、営業利益は359,917千円(前年同期比161.8%増)、経常利益は346,988千円(前年同期比74.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は224,911千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失41,581千円)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、従来「VCファンド事業」を「組織コンサルティング事業」に含めておりましたが、主要な事業として運営する体制の整備と売却実績が伴ったことを契機として、今後の投資案件の増加による投資有価証券の売却が事業的な規模として見込まれることから、第2四半期連結会計期間より「VCファンド事業」を主たる事業として独立区分し報告セグメントといたしました。また、新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合への出資に伴い「ハンズオン支援ファンド事業」を新たに報告セグメントに追加しております。

#### (組織コンサルティング事業)

##### ① マネジメントコンサルティングサービス

当連結会計年度においては、講師の積極的な採用と顧客基盤拡大のための積極的なマーケティング活動による投資を継続してまいりました。その結果、講師数は前連結会計年度末から19名増加し73名となりました。

この結果、当連結会計年度末時点の累計契約社数は2,873社(前連結会計年度末は2,187社)となりました。当連結会計年度のマネジメントコンサルティングサービス売上高は2,165,318千円(前年同期比22.5%増)となりました。

##### ② プラットフォームサービス

当連結会計年度においては、「識学」に基づく組織運営が“定着”するまで継続的に運用支援を行う「識学 基本サービス」の拡販に注力してまいりました。

「識学 基本サービス」には、「識学」が組織に徹底できている状態を5つの軸と6段階のフェーズに分類し、フェーズの診断を実施することで顧客が解決すべき組織課題を明確にする機能があります。この機能により明確になった組織課題に対して講師とカスタマーサポート担当で構成する担当チームが課題解決に向けたサポートを実施することによって「識学基本サービス」に対する顧客満足度の向上に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度末における識学基本サービスの契約社数は524社(前連結会計年度末は167社)、識学クラウド契約社数は115社(前連結会計年度末は229社)、識学会員の会員数は248社(前連結会計年度末は479社)となりました。

また、当連結会計年度のプラットフォームサービス売上高は1,156,809千円(前年同期比155.1%増)となりました。

上記の結果、当連結会計年度の組織コンサルティング事業における売上高は3,322,127千円(前年同期比49.5%増)、営業利益は565,373千円(前年同期比147.1%増)となりました。

#### (スポーツエンタテインメント事業)

当連結会計年度においては、B1リーグへの昇格を目指してチームの強化を行いながら「地域密着型クラブ」として地域スポーツ振興を普及することを目的とした取り組みを行ってまいりました。当連結会計年度においては、2021-22シーズンのスポンサー獲得に向けた営業活動及び営業人員の採用、新たな収益基盤である企業版ふるさと納税のさらなる拡充に向けた地方公共団体との連携強化に努めてまいりました。2021-22シーズンに向けたスポンサーの受注は155,915千円（前年同期比63.4%増）と順調に推移したものの、チーム強化に向けたチーム運営費への継続的な投資を行ったことによりコストが先行することとなりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、既存顧客であるスポンサー企業の撤退等によるスポンサー収入の減少によって、当連結会計年度におけるスポーツエンタテインメント事業の売上高は285,637千円、営業損失は126,919千円となりました。

#### (受託開発事業)

当連結会計年度においては、保有する多種多様な開発案件実績に基づくノウハウと潤沢なエンジニアリソースを活かし、当社グループのプラットフォームサービスの開発業務や資格取得講座のe-ラーニングシステムの受託開発等を行ってまいりました。2021年3月にはオンラインで入社体験ができ、登録されている企業の仕事内容の理解促進や、その企業とのマッチング度を計測できる新感覚採用マッチングサービスである「入社体感DX」をリリースし、2021年10月には会社説明のデジタル化サービス「デジタル面談」の販売を開始するなど、さらなる事業拡大に向けた収益基盤を構築するための新サービス開発を行ってまいりました。

この結果、当連結会計年度における受託開発事業の売上高は216,009千円、営業損失は13,090千円となりました。

#### (VCファンド事業)

当連結会計年度においては、「組織力」や「成長する組織への転換」に着目した投資を行い、投資先企業への「識学」導入による組織改善によって成長を支援するベンチャーキャピタルファンドを運営してまいりました。2021年6月には識学2号投資事業有限責任組合を組成し、子会社化したことにより、当該会社を連結の範囲に含めております。また、2021年10月に識学1号投資事業有限責任組合で保有している株式を一部売却し、217百万円の投資有価証券売却益を計上いたしました。なお、2021年6月29日以前に実行した投資による売却益であるため、特別利益として計上しております。

この結果、当連結会計年度におけるVCファンド事業の営業損失は47,091千円となりました。

#### (ハンズオン支援ファンド事業)

当連結会計年度においては、投資先のEXIT(IPO/M&A等)によるキャピタルゲインを収益源とする「組織改善支援×金融・ファイナンス支援」という独自性を持ったハンズオン支援ファンドを運営してまいりました。2021年6月に「成長が見込まれる企業に対して投資を行い、ハンズオンにより投資先企業の業績改善・成長を支援し、その後の売却を通じ投資資本を増加させること」を目的とした新生識学成長支援1号投資事業有限責任組合を組成し、持分法適用関連会社といたしました。

この結果、当連結会計年度におけるハンズオン支援ファンド事業の営業損失は4,476千円となりました。



## (2) 資金調達の状況

当連結会計年度中における資金調達は、主に、第4回新株予約権の行使により1,183,848千円を調達いたしました。

## (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、総額で38,157千円であり、その主なものは、増床に伴う設備工事、什器備品等であります。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                       | 第4期<br>(2019年2月期) | 第5期<br>(2020年2月期) | 第6期<br>(2021年2月期) | 第7期<br>(2022年2月期)<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高 (千円)                                  | 1,251,679         | 1,720,447         | 2,506,000         | 3,823,773                      |
| 経常利益 (千円)                                 | 233,902           | 282,133           | 199,371           | 346,988                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円) | 162,700           | 178,925           | △41,581           | 224,911                        |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)            | 24.68             | 23.99             | △5.60             | 29.06                          |
| 総資産 (千円)                                  | 1,009,227         | 1,602,229         | 2,392,402         | 4,089,513                      |
| 純資産 (千円)                                  | 693,193           | 988,356           | 1,138,792         | 2,731,954                      |
| 1株当たり純資産 (円)                              | 94.70             | 127.69            | 120.05            | 290.33                         |

- (注) 1. 記載金額 (1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) 及び1株当たり純資産は除く) は、千円未満を切り捨てて記載しております。
2. 当社グループは第5期より連結計算書類を作成しておりますので、第4期については、当社単体の数値を記載しております。
3. 第4期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。
4. 当社は、2018年11月3日付をもって普通株式1株につき2,000株、2019年6月1日付をもって普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) を算定しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                     | 資本金       | 出資比率  | 事業内容                                                                                       |
|-------------------------|-----------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社シキラボ                | 34,675千円  | 61.3% | SaaS に関する開発業務の受託<br>識学クラウドの開発・保守                                                           |
| 識学1号投資事業有限責任組合          | 341,000千円 | 14.6% | ベンチャーキャピタル業務                                                                               |
| 福島スポーツエンタテインメント<br>株式会社 | 75,345千円  | 56.4% | プロバスケットボールチーム"福島フ<br>ァイヤーボンズ"の運営<br>プロフェッショナル・バスケットボ<br>ールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行<br>グッズ・チケット販売 |
| 識学2号投資事業有限責任組合          | 666,000千円 | 7.5%  | ベンチャーキャピタル業務                                                                               |

(注) 1. 識学1号投資事業有限責任組合及び識学2号投資事業有限責任組合の「資本金」欄は、出資約束金額の総額を記載しております。

2. 特定子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 対処すべき課題

### ① 識学について正しく・広く認知される仕組みの構築

#### (i) 知名度向上のための広告施策展開

識学に対する知名度を上げていくためには、経営者に識学の存在そのものをダイレクトに届けることと、そのメッセージ性が重要であります。そのため、当社は経営者が空き時間で活用するSNSを媒介に、経営者が陥りがちな誤った組織運営について、その弊害の解説を行う広告展開を行っております。今後は、これまでの取組みに加え、TVCM、地方エリア、オフライン戦略の充実強化を目的に動画活用等新たな広告施策を行い、顧客からの問い合わせ件数、効率、アポ率及び成約率の適正化を図ってまいります。

## (ii) 講師人材の確保

外部の方に識学を正しく理解頂くためには、理論を正確に理解し、顧客に解説できる講師が必須であるため、優秀な人材の獲得が重要であります。当社は、現在組織運営そのものを識学に基づいて行い、役割と権限の明確化により権限内であらゆることに挑戦できる環境と、成果が報酬に反映される明確な評価制度を構築し、優秀な人材が更なる成長感を求めて入社する環境を整えております。今後は本制度の改善と運用の徹底により、人材の内発的動機が自然発生する状態にしつつ、人材紹介会社等を通じた採用活動により、人員計画の達成を図ってまいります。

## (iii) 講師育成の仕組み化

当社では、入社から講師認定の獲得までの期間は講師育成の期間とし、マニュアル・FAQ・動画確認・OJT・ロールプレイング等の手段を用いて、その学びの時間に集中させる仕組みを構築しております。現在は平均3ヶ月ほどの期間で入社後講師認定されておりますが、今後はそのノウハウをさらに高めることで育成リードタイムの短縮に取り組んでまいります。

## (iv) 認知度向上を目的とした識学の活用

識学は人の意識構造を研究した独自の理論であるため、学生や社会人のスポーツチーム、学校の教育コミュニティ、更には家庭まで、さまざまな集団で発生する課題に対して解決策を提供することが可能であると考えております。これらの集団で識学を実践し、実績を積み上げることが、当社の更なる認知度向上の手段としても有効であると考えているため、これらの集団に対する識学の提供についても取り組んでまいります。

## ② 販売経路や機会の多様化・拡大

当社は、当社の潜在的な見込顧客とネットワークを有する法人と提携し、顧客紹介の代理店を増やしております。また、当社ではパートナー制度を導入しております。当該制度では、パートナー契約の締結を基本とし、当該パートナー企業の役職員が識学の講師となり、最終的にはパートナー企業単独で識学サービスを提供します。更には、M&Aや事業承継等に代表される組織文化や風土が変革される前後においても、識学の活用は有効であるため、当該分野にネットワークを有する法人との連携も視野に入れた需要の取込施策も検討してまいります。これらの施策は、当社単独では効率的な開拓ができないエリアや業界に識学を普及させる手段として有効であると考えており、これにより経路別契約数の多様化を図ってまいります。

### ③ 提供するサービス品質の維持・向上

識学講師の品質が、顧客組織への浸透にとってキーとなります。そのため、一度認定された講師であっても月に1度の品質確認テストを受験し、一定基準を下回った場合には、再学習するという仕組みを構築しております。また、当該品質確認テストは、コンサルティング現場で発生した実際のFAQや隣接部門が習得した新たなノウハウで横展開できそうなものから出題されるため、講師品質の向上にも寄与する取組となっております。また今後は、サービス品質のみならず、識学社員としての品質向上を目的に、マナーや行動規範についてもチェックします。

### ④ 経営管理体制の強化

当社は、現状、小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。今後、持続的な成長を図っていくためには、事業の成長や業容の拡大に伴い、経営管理体制の更なる充実・強化が課題であると認識しており、株主様、ステークホルダーの皆様にご信頼される企業となるために、コーポレート・ガバナンスへの積極的な取組みが不可欠であると考えております。そのため、優秀な人材の採用・育成により業務執行体制の充実を図り、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するような仕組みを強化・維持していくとともに、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底してまいります。

## (7) 主要な事業内容（2022年2月28日現在）

| 事業区分            | 事業内容                                                                             |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 組織コンサルティング事業    | ・識学を用いたマネジメントコンサルティングサービス<br>・識学を用いた組織運営を補助するプラットフォームサービス                        |
| スポーツエンタテインメント事業 | ・プロバスケットボールチーム"福島ファイヤーボンズ"の運営<br>・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ(B.LEAGUE)の試合興行グッズ・チケット販売 |
| 受託開発事業          | システムの受託開発及び運用保守                                                                  |
| V C ファンド事業      | ベンチャーキャピタル業務                                                                     |
| ハンズオン支援ファンド事業   | ベンチャーキャピタル業務                                                                     |

(8) 主要な事業所 (2022年2月28日現在)

① 当社

| 名称        | 所在地           |
|-----------|---------------|
| 本 社       | 東 京 都 品 川 区   |
| 大 阪 支 店   | 大 阪 市 中 央 区   |
| 福 岡 支 店   | 福 岡 市 博 多 区   |
| 名 古 屋 支 店 | 名 古 屋 市 中 村 区 |

② 子会社

| 名称                                    | 所在地         |
|---------------------------------------|-------------|
| 株 式 会 社 シ キ ラ ボ                       | 東 京 都 品 川 区 |
| 識 学 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合           | 東 京 都 品 川 区 |
| 福 島 ス ポ ー ツ エ ン タ テ ー ン メ ン ト 株 式 会 社 | 福 島 県 郡 山 市 |
| 識 学 2 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合           | 東 京 都 品 川 区 |

(9) 従業員の状況 (2022年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|-------------|
| 215名 (14名) | 78名増        |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト含む)は、年間の平均人数を計算し( )内に外数で記載しております。  
 2. 従業員数増加の主な理由は、組織コンサルティング事業の業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 186名 (8名) | 72名増      | 36.4歳 | 1年7ヶ月  |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数を記載しており、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー、アルバイト含む)は、年間の平均人数を計算し( )内に外数で記載しております。  
 2. 従業員数増加の主な理由は、組織コンサルティング事業の業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額     |
|-------------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 210,000千円 |
| 株 式 会 社 東 邦 銀 行         | 56,640千円  |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 44,432千円  |
| 株 式 会 社 福 島 銀 行         | 40,000千円  |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 33,762千円  |

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,196,900株（自己株式55,215株を含む）
- (3) 株主数 3,061名
- (4) 大株主

| 株 主 名                                                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------|------------|---------|
| 安藤 広大                                                   | 2,374,800株 | 29.16%  |
| 福富 謙二                                                   | 1,142,000株 | 14.02%  |
| 株式会社A R S                                               | 1,120,000株 | 13.75%  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                 | 291,100株   | 3.57%   |
| NOMURA P B NOMINEES LIMITED O<br>MNIBUS-MARGIN (CASHPB) | 287,800株   | 3.53%   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                                      | 259,700株   | 3.18%   |
| 野村証券株式会社                                                | 208,300株   | 2.55%   |
| 楽天証券株式会社                                                | 116,400株   | 1.42%   |
| 梶山 啓介                                                   | 84,311株    | 1.03%   |
| 株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）                                  | 69,300株    | 0.85%   |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、取締役（社外取締役を除く）1名に対して譲渡制限付株式報酬として、2022年2月4日付で自己株式4,456株を処分しています。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2022年2月28日現在）

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                               |
|---------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 安 藤 広 大 | 株式会社ARS 代表取締役<br>合同会社KDI 代表社員                                                                                                                                              |
| 取締役副社長  | 梶 山 啓 介 | 営業本部長                                                                                                                                                                      |
| 取締役     | 池 浦 良 祐 | 事業推進本部長<br>新生識学パートナーズ株式会社 代表取締役社長                                                                                                                                          |
| 取締役     | 佐々木 大 祐 | 経営推進部長<br>株式会社シキラボ 取締役<br>福島スポーツエンタテインメント株式会社 取締役                                                                                                                          |
| 取締役     | 細 窪 政   | グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社 代表社員<br>株式会社サイサン 社外取締役<br>株式会社エム・ティー・スリー 社外監査役<br>株式会社ワコム 社外取締役（監査等委員）<br>ローランド ディー・ジー株式会社 社外取締役<br>一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会理事<br>株式会社ANSeeN 社外取締役 |
| 取締役     | 池 田 良 介 | 株式会社ウィルグループ 代表取締役会長<br>WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. Director<br>株式会社ウィルオブ・ワーク 取締役<br>株式会社池田企画事務所 代表取締役<br>株式会社ウィルオブ・ファクトリー 取締役<br>株式会社グラフィコ 社外取締役<br>株式会社揚羽 社外取締役     |
| 常勤監査役   | 芝 田 誠   |                                                                                                                                                                            |
| 監査役     | 小 泉 勝 巳 | 小泉公認会計士事務所 代表<br>株式会社プレライズ 代表取締役<br>株式会社シキラボ 監査役<br>福島スポーツエンタテインメント株式会社 監査役                                                                                                |
| 監査役     | 高 木 楓 子 | 西村あさひ法律事務所 弁護士                                                                                                                                                             |

- (注) 1. 取締役細窪政氏、池田良介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役之芝田誠氏、小泉勝巳氏及び高木楓子氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役之小泉勝巳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 監査役之高木楓子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社は取締役細窪政氏及び池田良介氏、監査役芝田誠氏及び小泉勝巳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は原則として当社が負担しており、特約の一部を役員負担としております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。



#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年2月11日開催の取締役会決議によって決定方針を定めております。

###### (a)基本方針

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、株式報酬等の非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、経営に対する独立性を重視し、基本報酬のみを支払うこととする。

###### (b)基本報酬等（業績に連動しない金銭報酬）の額又はその算定方法の決定方針

各取締役の職責、貢献度、及び執行状況並びに会社の業績や経済状況等を勘案し決定するものとする。

(c)非金銭報酬等がある場合には、その内容及び非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定方針

当社の業務執行取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式及びストック・オプションを付与するものとします。

譲渡制限付株式報酬は、一定期間の継続勤務を条件に、譲渡制限付株式を事前交付するインセンティブ制度です。譲渡制限付株式報酬の数の算定方法の決定に関する方針として、付与数は役位に応じて決定するものとする。報酬を与える時期、条件の決定に関する方針は今後の企業価値及び業績拡大を実現するにあたって、取締役会の審議の結果、必要と判断した際に支給するものとする。

ストック・オプションは、新株予約権の数の算定方法の決定に関する方針として、付与数は役位に応じて決定するものとする。報酬を与える時期、条件の決定に関する方針は今後の企業価値及び業績拡大を実現するにあたって、取締役会の審議の結果、必要と判断した際に支給するものとする。

##### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において年額200百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は4名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年5月27日開催の第5期定時株主総会において、株式報酬の額を年額80百万円以内、株式数の上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2018年11月2日開催の臨時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役個人別の報酬額については、取締役会の諮問機関として設置する指名報酬委員会が審議・決定した各取締役の報酬額案を取締役に提示し、審議を経て取締役会決議により決定されるものとしております。

なお、当社取締役会は取締役個人別の報酬案が役員報酬に関する社内基準に基づいていることを確認していることから、その内容が決定方針に沿ったものであると判断しております。

④ 監査役の報酬の内容の決定に関する方針等

当社の監査役に対する報酬等については、固定報酬である「基本報酬」のみとし、各監査役の基本報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各監査役の職務の内容や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |             |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|--------------------|-------------|---------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等    |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 99,142<br>(6,954)  | 86,197<br>(6,954)  | —           | 12,944<br>(—) | 6<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,239<br>(10,239) | 10,239<br>(10,239) | —           | —             | 3<br>(3)              |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく費用計上額を記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- ・社外取締役細窪政氏は、グレートアジアキャピタル&コンサルティング合同会社の代表社員、株式会社サイサンの社外取締役、株式会社エム・ティー・スリーの社外監査役、株式会社ワコム of 社外取締役、ローランド ディー.ジー.株式会社の社外取締役、株式会社ANSeeNの社外取締役、一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会の理事を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外取締役池田良介氏は、株式会社ウィルオブ・ワークの取締役を兼任しております。当該兼務先と当社は営業取引を行っております。なお、株式会社ウィルオブ・ファクトリーの取締役、株式会社池田企画事務所の代表取締役、WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd. のDirector、株式会社ウィルグループの代表取締役会長、株式会社グラフィコの社外取締役、及び株式会社揚羽の社外取締役を兼務しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役小泉勝巳氏は、小泉公認会計士事務所の代表及び株式会社プレライズの代表取締役を兼任しておりますが、当社との取引関係はありません。
- ・社外監査役高木楓子氏は、西村あさひ法律事務所弁護士を兼任しております。当社と西村あさひ法律事務所との間には取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名      | 主な活動状況                                                                                                                                            |
|-----|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 細 窪 政   | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、ベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                 |
| 取締役 | 池 田 良 介 | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべてに出席し、多くの会社社員の経験及び幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                                                                           |
| 監査役 | 芝 田 誠   | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべて、監査役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、当社以外での取締役、監査役としての豊富な経験及び見識に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 小 泉 勝 巳 | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべて、監査役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。              |
| 監査役 | 高 木 楓 子 | 当事業年度に開催された取締役会21回のすべて、監査役会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、取締役会の決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において適宜必要な発言を行っております。               |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役細窪政氏及び池田良介氏は、多くの会社社員の経験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等を期待されており、在任期間中における両氏の助言・提案等によって当社の経営体制が更に強化されたものと判断しております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

##### (2) 報酬等の額

|                                    | 報酬等の額    |
|------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額             | 31,500千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 34,100千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                |                  |
|------------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>3,246,158</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>1,112,126</b> |
| 現金及び預金                 | 2,625,498        | 買掛金                    | 19,677           |
| 売掛金                    | 306,926          | 1年内返済予定の長期借入金          | 146,484          |
| 商品                     | 17,565           | 未払金                    | 156,969          |
| 貯蔵品                    | 1,493            | 未払費用                   | 179,468          |
| 営業投資有価証券               | 118,400          | 未払法人税等                 | 161,410          |
| その他の                   | 181,993          | 賞与引当金                  | 3,910            |
| 貸倒引当金                  | △5,719           | 前受金                    | 252,364          |
|                        |                  | その他の                   | 191,843          |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>843,355</b>   |                        |                  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>98,036</b>    | <b>固 定 負 債</b>         | 245,432          |
| 建物                     | 88,769           | 長期借入金                  | <b>238,350</b>   |
| 工具、器具及び備品              | 9,267            | 繰延税金負債                 | 7,082            |
| その他の                   | 0                | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,357,559</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>220,366</b>   | 純 資 産 の 部              |                  |
| のれん                    | 92,229           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,352,700</b> |
| その他の                   | 128,136          | 資本金                    | <b>866,284</b>   |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>524,951</b>   | 資本剰余金                  | <b>936,859</b>   |
| 投資有価証券                 | 270,487          | 利益剰余金                  | <b>591,311</b>   |
| 繰延税金資産                 | 85,493           | 自己株式                   | △41,754          |
| その他の                   | 169,171          | <b>その他の包括利益累計額</b>     | <b>11,075</b>    |
| 貸倒引当金                  | △200             | その他有価証券評価差額金           | 11,075           |
|                        |                  | 新株予約権                  | 600              |
|                        |                  | 非支配株主持分                | 367,577          |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,731,954</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>4,089,513</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>4,089,513</b> |

# 連結損益計算書

(自 2021年3月1日)  
(至 2022年2月28日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 3,823,773 |
| 売上原価            |         | 1,058,091 |
| 売上総利益           |         | 2,765,682 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,405,764 |
| 営業利益            |         | 359,917   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 17      |           |
| 投資事業組合運用益       | 6,406   |           |
| 受取手数料           | 721     |           |
| 助成金の収入          | 7,993   |           |
| その他             | 3,334   | 18,472    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支持分法による投資損失     | 4,595   |           |
| 株式交付費           | 21,246  |           |
| その他             | 4,420   |           |
| の               | 1,139   | 31,401    |
| 経常利益            |         | 346,988   |
| 特別利益            |         |           |
| 投資有価証券売却益       | 217,321 |           |
| 関係会社株式売却益       | 8,921   | 226,242   |
| 特別損失            |         |           |
| 減損損失            | 22,704  | 22,704    |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 550,526   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 183,231 |           |
| 法人税等調整額         | △4,825  | 178,406   |
| 当期純利益           |         | 372,120   |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 147,208   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 224,911   |

# 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                  | 負 債 の 部                |                  |
|----------------------|------------------|------------------------|------------------|
| 科 目                  | 金 額              | 科 目                    | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>2,677,940</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>863,467</b>   |
| 現金及び預金               | 2,253,453        | 1年内返済予定の長期借入金          | 110,000          |
| 売掛金                  | 266,078          | 未払金                    | 109,316          |
| 貯蔵品                  | 1,493            | 未払費用                   | 164,044          |
| 前払費用                 | 162,964          | 未払法人税等                 | 161,230          |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金    | 28,333           | 前受金                    | 195,457          |
| その他                  | 11,078           | 預り金                    | 6,021            |
| 貸倒引当金                | △45,461          | その他                    | 117,397          |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>853,703</b>   | <b>固 定 負 債</b>         | <b>225,354</b>   |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>97,207</b>    | 長期借入金                  | 100,000          |
| 建物                   | 88,769           | 関係会社事業損失引当金            | 125,354          |
| 工具、器具及び備品            | 8,438            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>1,088,822</b> |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>304,082</b>   |                        |                  |
| のれん                  | 92,229           | 純 資 産 の 部              |                  |
| ソフトウェア               | 38,479           | <b>株 主 資 本</b>         | <b>2,433,498</b> |
| その他                  | 173,372          | <b>資 本 金</b>           | <b>866,284</b>   |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>452,413</b>   | <b>資 本 剰 余 金</b>       | <b>931,909</b>   |
| 投資有価証券               | 147,589          | 資本準備金                  | 840,784          |
| その他の関係会社有価証券         | 52,985           | その他資本剰余金               | 91,124           |
| 関係会社長期貸付金            | 96,666           | <b>利 益 剰 余 金</b>       | <b>677,058</b>   |
| 長期前払費用               | 27,221           | その他利益剰余金               | 677,058          |
| 繰延税金資産               | 85,493           | 繰越利益剰余金                | 677,058          |
| 敷金及び保証金              | 115,744          | <b>自 己 株 式</b>         | <b>△41,754</b>   |
| その他                  | 23,579           | 評価・換算差額等               | 8,722            |
| 貸倒引当金                | △96,866          | その他有価証券評価差額金           | 8,722            |
|                      |                  | 新株予約権                  | 600              |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>3,531,643</b> | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>2,442,821</b> |
|                      |                  | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b> | <b>3,531,643</b> |



# 損益計算書

(自 2021年3月1日)  
(至 2022年2月28日)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     |           |
|----------------|---------|-----------|
| 売上高            |         | 3,319,467 |
| 売上原価           |         | 468,039   |
| 売上総利益          |         | 2,851,427 |
| 販売費及び一般管理費     |         | 2,345,193 |
| 営業利益           |         | 506,234   |
| 営業外収益          |         |           |
| 受取利息           | 486     |           |
| 助成金収入          | 6,708   |           |
| 業務受託収入         | 73,842  |           |
| 投資事業組合運用益      | 42,581  |           |
| その他の           | 18,264  | 141,884   |
| 営業外費用          |         |           |
| 支払利息           | 2,476   |           |
| 株式交付費          | 4,420   |           |
| その他            | 355     | 7,251     |
| 経常利益           |         | 640,866   |
| 特別利益           |         |           |
| 関係会社株式売却益      | 1,468   | 1,468     |
| 特別損失           |         |           |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | 110,645 |           |
| 関係会社株式評価損      | 25,000  |           |
| 貸倒引当金繰入額       | 44,874  | 180,519   |
| 税引前当期純利益       |         | 461,815   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 182,670 |           |
| 法人税等調整額        | △4,825  | 177,845   |
| 当期純利益          |         | 283,969   |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社識学  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武 男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛 雄  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社識学の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社識学及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年4月22日

株式会社識学  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 武 男  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛 雄  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社識学の2021年3月1日から2022年2月28日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また非常勤取締役との意見交換を定期的実施するなどの連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り必要に応じて子会社から事業の報告を受け往査による実地調査を行いました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお監査上の主要な検討事項については会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月22日

株式会社識学 監査役会

|                   |         |   |
|-------------------|---------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役)  | 芝 田 誠   | Ⓔ |
| 非常勤監査役<br>(社外監査役) | 小 泉 勝 巳 | Ⓔ |
| 非常勤監査役<br>(社外監査役) | 高 木 楓 子 | Ⓔ |

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本金の額の減少の件

今後の当社における資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、これにより減少する資本金の額と同額をその他資本剰余金に振り替えるものです。

### (1) 減少する資本金の額

資本金の額866,284,893円のうち856,284,893円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月1日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を確立するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（取締役の任期）につき所要の変更を行うものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）」が2022年9月1日に施行されることに伴い、「株主総会資料の電子提供制度」の導入に備えるために、現行定款の一部変更を行うものであります。

①変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

②変更案第14条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

③変更案第14条の新設により、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。



(3) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり条文を変更し、それに伴い、市場取引等による自己株式の取得については取締役会決議に基づき可能となることから、現行定款第7条を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (自己の株式の取得)<br>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。                                                                                    | (削除)                                                                                                                                                            |
| 第8条～第14条 (省略)                                                                                                                                                   | 第7条～第13条 (現行どおり)                                                                                                                                                |
| (新設)                                                                                                                                                            | (電子提供措置等)<br>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。<br>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 |
| (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)<br>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | (削除)                                                                                                                                                            |
| 第16条～第19条 (省略)                                                                                                                                                  | 第15条～第18条 (現行どおり)                                                                                                                                               |

| 現 行 定 款                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>                                                         |
| <p>第21条～第36条 (省略)</p>                                                                                                                 | <p>第20条～第35条 (現行どおり)</p>                                                                                                                              |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                           | <p>(剰余金の配当及び自己株式の取得等の決定機関)</p> <p>第36条 当社は、剰余金の配当及び自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</p>                         |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>(新設)</p>                                                                   | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> |
| <p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>                                                                | <p>(削除)</p>                                                                                                                                           |
| <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第39条 (省略)</p>                                                                                                     | <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>                                                                                                             |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>(附則)</p> <p>1 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 吸収合併契約承認の件

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、2022年6月1日を効力発生日として、当社の連結子会社である株式会社シキラボ（以下、「シキラボ」）を吸収合併することを決議いたしました。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じる可能性があるため、会社法第796条第2項ただし書及び第795条第2項第1号の規定により、本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

#### 1. 吸収合併を行う理由

当社子会社であるシキラボはSaaSに関する開発業務の受託や当社のプラットフォームサービスである「識学クラウド」の開発・保守を行っておりますが、当社グループにおける経営資源の効率化を図るため、本合併を行います。

#### 2. 吸収合併契約の内容

吸収合併契約の内容は、以下の「合併契約書（写）」のとおりです。

# 合併契約書(写)

株式会社識学（以下、「甲」という。）と株式会社シキラボ（以下、「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法並びに当事者の商号及び住所）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下、「本合併」という。）を行う。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社（甲）

商号：株式会社識学

住所：東京都品川区大崎二丁目9番3号  
大崎ウエストシティビル1階

（2）吸収合併消滅会社（乙）

商号：株式会社シキラボ

住所：東京都品川区大崎二丁目11番1号

（合併対価の交付及び割当て）

第2条 甲は、本合併に際して、本合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（ただし、甲及び乙を除く。以下、「割当対象株主」という。）に対して、その所有する乙の株式の合計数に200を乗じた数の甲の株式を交付する。

2 甲は、本合併に際して、割当対象株主に対し、その所有する乙の株式1株につき、甲の株式200株の割合をもって交付する。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。

(合併の効力発生日)

第4条 本合併の効力発生日(以下、「合併期日」という。)は、2022年6月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

(権利義務全部の承継)

第5条 甲は、合併期日において、合併期日における乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から合併期日に至るまで善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙の協議の上、これを行う。

(合併条件の変更等)

第7条 本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙の協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第8条 本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 合併期日の前日までに、甲又は乙の株主総会(会社法において株主総会決議が不要の場合には、それに代わる承認機関)において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 合併期日の前日までに、法令に定める関係官庁の承認を得られなかった場合、又はかかる承認等に本合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (3) 第7条に従い本契約が解除された場合

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙の協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

(以下余白)

2022年4月14日

甲（吸収合併存続株式会社）

東京都品川区大崎二丁目9番3号大崎ウエストシティビル1階

株式会社識学

代表取締役社長 安藤 広大

乙（吸収合併消滅株式会社）

東京都品川区大崎二丁目11番1号

株式会社シキラボ

代表取締役社長 山本 翔太郎

### 3. 会社法施行規則第191条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

#### ①本合併に係る割当ての内容等

|               | 当社<br>(吸収合併存続会社) | シキラボ<br>(吸収合併消滅会社) |
|---------------|------------------|--------------------|
| 本合併に係る割当比率    | 1                | 200                |
| 本合併により交付する株式数 | 当社普通株式 6,200株    |                    |

- (注) 1. 当社は、合併効力発生日前日のシキラボの株主名簿に記載又は記録された株主に、その所有する普通株式1株に対して、当社の普通株式200株を割当て交付いたします。
2. 本合併により割当てる当社の普通株式総数は6,200株であり、当社が保有する自己株式をもって割当てを行うため、新規に発行する株式はありません。
3. 本合併に伴いシキラボの株主である山本翔太郎氏に対して普通株式は6,200株を割当て交付いたします。これは、本合併後も山本氏が当社の企業価値向上に向けた業績拡大に貢献するインセンティブとするために普通株式の交付を行うものです。なお、これに伴い山本氏の当社発行済株式総数に対する割合は0.08%となります。
4. 当社が保有するシキラボ株式132株については、合併に係る割当は行いません。

#### ②本合併に係る割当ての内容の算定根拠

##### i) 割当ての内容の根拠及び理由

2022年2月頃より、両社は2022年6月を目処に本合併を行うことに向け、協議・検討を進めてまいりました。当社及びシキラボは、「(1) ①本合併に係る割当ての内容等」に記載の本合併比率の決定にあたっては、公平性・妥当性を確保するため、当社及びシキラボから独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、あいわAdvisory株式会社（以下、「あいわ」）を第三者算定機関として選定いたしました。

当社及びシキラボは、第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向、シキラボの将来の業績見通し、当社グループの企業価値向上に向けた各セグメントへのリソース投下に対する費用対



効果等様々な要素を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記「(1) ①本合併に係る割当ての内容等」の合併比率は妥当であり、それぞれの株主様の利益に資するものであると判断し、合意・決定しました。

なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

## ii)算定に関する事項

### a.算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

当社は、当社及びシキラボから独立した第三者算定機関であるあいわを選定し、2022年4月14日付で、合併比率に関する算定書を取得しました。なお、あいわは、当社及びシキラボの関連当事者には該当せず、当社及びシキラボとの間で重要な利害関係を有しておりません。

### b.算定の概要

あいわは、合併比率の算定にあたる株式価値の算定方法として、上場会社である当社は市場株価法を採用し、2022年4月13日を算定基準日として、東京証券取引所グロース市場における当社株価の算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1か月間、3か月間及び6か月間の終値より算定しております。一方、シキラボについては非上場会社であるため、2022年2月末を算定基準日として、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(DCF法)により算定しております。DCF法による株式価値の算定にあたっては、2023年2月期から2025年2月期までの事業計画に基づき、シキラボが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。割引率については17.66%を基準に16.66%~18.66%として算定しており、計画期間以降の継続価値については、永続成長率法を採用し、評価時点において想定可能な計画期間以降の事業成長の水準を踏まえ、永続成長率を-0.5%~0.5%として算定しております。

なお、DCF法による算定の基礎となる将来の利益計画において、対前事業年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、IT人材の不足という市場

環境をもとにした需要増加に伴う新規案件増加を通じた受託開発事業の売上拡大及び新規事業であるデジタル面談（現「プレゼントーク」）の本格販売による新たな収益源の創出によって2023年2月期～2024年2月期にかけて売上高の増加を見込んでおります。

これにより、2023年2月期は2022年2月期と比較して営業利益が前期比+459.2%と大幅な増益（赤字幅の縮小）となることを見込んでおります。また売上高の拡大に伴い2024年2月期についても2023年2月期と比較して営業利益が赤字の▲4百万円から13百万円へと大幅な増益となることを見込んでおります。

なお、シキラボの事業計画は本吸収合併の実施を前提しておらず、DCF法により算定した評価額には本吸収合併の実施による影響は加味しておりません。

以上の結果、当社及びシキラボの1株当たりの株式価値の範囲は次のとおりです。

【識学】

|       |               |
|-------|---------------|
| 評価方法  | 1株当たりの株式価値    |
| 市場株価法 | 1,090円～1,524円 |

【シキラボ】

|      |                   |
|------|-------------------|
| 評価方法 | 1株当たりの株式価値        |
| DCF法 | 291,929円～335,492円 |

以上のあいわによる当社及びシキラボの1株当たりの株式価値の算定の結果、当社株式1株当たりの株式価値を1とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

| 採用手法             |                    | 合併比率の算定結果 |
|------------------|--------------------|-----------|
| 当社<br>(吸収合併存続会社) | シキラボ<br>(吸収合併消滅会社) |           |
| 市場株価法            | DCF法               | 192 ~ 308 |

(注) シキラボ株式1株に割当てられる当社株式の数を記載しております。

### iii) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社の普通株式は東京証券取引所グロース市場に上場しており、本合併後も継続して上場を維持する予定です。

### iv) 公正性を担保するための措置

本合併に際して交付される当社の普通株式数を決定するにあたり、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及びシキラボから独立した第三者算定機関として、あいわを選定し、当社株式及びシキラボ株式に係る株式価値算定を依頼いたしました。

なお、当社及びシキラボは、あいわから本合併における交換対価の公正性に関する意見（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得していません。

### v) 利益相反を回避するための措置

本合併は、親会社である当社と子会社であるシキラボが合併するものであり、利益相反が存在することから、当社は、本合併に関し、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役会では、全ての取締役の全員一致で、本合併の合意に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、当社の全ての監査役が参加し、いずれも本決議に異議がない旨の意見を述べております。

(2)会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項

該当事項はありません。

(3)吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等に関する事項

①吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

株式会社シキラボの最終事業年度にかかる計算書類等の内容につきましては、法令及び当社の現行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.shikigaku.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載しておりません。

②吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4)当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

#### 第4号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（6名）は、第2号議案の承認可決により任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | あん どう こう だい<br>安藤 広 大<br>(1979年11月5日生) | 2002年4月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(現株式会社NTTドコモ)入社<br>2006年4月 ジェイコム株式会社(現ライク株式会社)入社<br>2010年6月 ジェイコム株式会社(現ライクスタッフィング株式会社) 取締役東京本社営業副本部長<br>2012年6月 同社営業副本部長兼東京本社営業部長兼事業開発部長<br>2013年1月 株式会社WEIC入社、執行役員社長室室長<br>2013年1月 合同会社KDI設立、代表社員（現任）<br>2015年3月 当社設立、代表取締役社長（現任）<br>2017年11月 株式会社ARS設立、代表取締役（現任） | 2,374,800株     |
|       | 取締役候補者<br>とした理由                        | 安藤広大氏は、設立以来、業務執行の最高責任者である代表取締役社長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上重要な意思決定及び業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                        |                |
| 2     | かじ やま けい すけ<br>梶山 啓 介<br>(1981年8月10日生) | 2005年4月 シティバンク銀行株式会社入行<br>2007年1月 株式会社エッジコネクション設立、取締役副社長<br>2015年3月 当社取締役営業部長<br>2017年9月 当社取締役営業本部長兼東京営業部長<br>2018年9月 当社取締役営業本部長<br>2019年3月 当社取締役副社長兼営業本部長（現任）                                                                                                                             | 84,311株        |
|       | 取締役候補者<br>とした理由                        | 梶山啓介氏は、入社以来、営業部門に携わり、幅広い業務経験及び知識を有しており、現在は営業本部長として営業部門全体を牽引し、当社主力事業の拡大の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者いたしました。                                                                                                                                                           |                |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数                        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 3         | <p style="text-align: center;">ほそ くぼ おさむ</p> <p style="text-align: center;">細 窪 政</p> <p style="text-align: center;">(1961年2月3日生)</p> | <p>1983年4月 日本信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入行</p> <p>1989年7月 日本アセアン投資株式会社(現日本アジア投資株式会社)入社</p> <p>2005年4月 同社執行役員</p> <p>2007年6月 同社取締役</p> <p>2009年7月 日亜投資諮詢(上海)有限公司(JAPAN ASIA INVESTMENT(CHINA) CO., LTD.) 董事長</p> <p>2012年6月 日本アジア投資株式会社代表取締役社長</p> <p>2017年7月 グレートアジアキャピタル&amp;コンサルティン グ合同会社設立、代表社員 (現任)</p> <p>2017年10月 当社取締役(現任)</p> <p>2017年11月 株式会社サイサン 社外取締役 (現任)</p> <p>2018年2月 株式会社Kips 取締役</p> <p>2018年12月 株式会社エム・ティー・スリー 社外監査役 (現任)</p> <p>2019年6月 株式会社ワコム 社外取締役 (監査等委員) (現任)</p> <p>2020年3月 ローランド ディー.ジー.株式会社 社外取締役 (現任)</p> <p>2020年7月 一般社団法人日本リスクコミュニケーション協会理事 (現任)</p> <p>2020年9月 株式会社ANSeeN 社外取締役 (現任)</p> | <p style="text-align: center;">一株</p> |
|           | <p>社外取締役候補者<br/>とした理由及び<br/>期待される役割の<br/>概要</p>                                                                                       | <p>細窪政氏は、会社役員及びベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から当社の業務執行の監督を行うとともに、当社の成長に寄与するような各種提言、指導を頂けるものと判断したため、当社の社外取締役候補者いたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                       |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する<br>当社の株式数                        |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 4         | <p style="text-align: center;">いけ だ りょうすけ<br/>池田良介<br/>(1968年12月5日生)</p> | <p>1992年4月 孝岡会計事務所入所<br/>1995年9月 株式会社エイブル入社<br/>1997年10月 株式会社ビッグエイド入社<br/>2000年2月 株式会社セントメディア代表取締役<br/>2006年4月 株式会社ウィルホールディングス(現 株式会社ウィルグループ) 代表取締役社長<br/>2009年4月 株式会社セントメディアフィールドエージェン<br/>ト(現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー)<br/>代表取締役<br/>2011年6月 同社 取締役(現任)<br/>2011年9月 株式会社池田企画事務所 代表取締役(現任)<br/>2014年2月 WILL GROUP Asia Pacific Pte. Ltd.<br/>Director 就任(現任)<br/>2014年8月 Scientec Consulting Pte.Ltd.Director<br/>2016年2月 Orienta Aviation International Pte.Ltd.<br/>Director 就任<br/>2016年6月 株式会社ウィルグループ 代表取締役会長(現<br/>任)<br/>株式会社セントメディア(現 株式会社ウィル<br/>オブ・ワーク) 取締役(現任)<br/>2017年1月 Ethos Corporation Pty Ltd Director<br/>2018年1月 DFP Recruitment Holdings Pty Ltd<br/>Director<br/>2019年8月 当社取締役(現任)<br/>2020年1月 株式会社グラフィコ 社外取締役(現任)<br/>2021年3月 株式会社揚羽 社外取締役(現任)</p> | <p style="text-align: center;">一株</p> |
|           | <p>社外取締役候補者<br/>とした理由及び<br/>期待される役割の<br/>概要</p>                          | <p>池田良介氏は、多くの会社役員の実験を有しており、幅広い知見から当社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待し、当社の社外取締役として適任であると判断したため当社の社外取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                       |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 細窪政氏及び池田良介氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 細窪政氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年7ヶ月であります。  
4. 池田良介政氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年9ヶ月であります。  
5. 当社は、細窪政氏及び池田良介氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。  
6. 当社は、細窪政氏及び池田良介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりま

- す。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年2月に当該保険契約を更新する予定です。



## 第5号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | しばた まこと<br>芝田 誠<br>(1951年11月28日生)   | 1974年4月 日本鋼管株式会社入社<br>2003年4月 JFEスチール株式会社入社 常務執行役員<br>2005年4月 同社 専務執行役員<br>2007年4月 同社 監査役<br>2011年4月 リバースチール株式会社入社 代表取締役社長<br>2016年4月 同社 相談役<br>2018年8月 当社 監査役（現任）                                                                                                                                                | －株             |
|       | 社外監査役候補者<br>とした理由                   | 芝田誠氏は、当社以外での取締役や監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため当社の監査役候補者といいたしました。                                                                                                                                                                                                                              |                |
| 2     | こいずみ かつみ<br>小泉 勝巳<br>(1977年12月14日生) | 2000年4月 農中情報システム株式会社入社<br>2006年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所<br>2010年12月 菅井会計事務所入所<br>2012年11月 日本原燃株式会社入社<br>2015年12月 株式会社フコク入社<br>2017年3月 当社 監査役（現任）<br>2017年3月 小泉総合会計事務所代表(現 小泉公認会計士事務所)（現任）<br>2019年1月 合同会社PLERIZE 設立、代表取締役（現 株式会社プレライズ）（現任）<br>2020年5月 福島スポーツエンタテインメント株式会社 監査役（現任）<br>2020年12月 株式会社シキラボ 監査役（現任） | －株             |
|       | 社外監査役候補者<br>とした理由                   | 小泉勝巳氏は、公認会計士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため当社の監査役候補者といいたしました。                                                                                                                                                                                                                                         |                |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3     | まつもと たくや<br>松本 卓也<br>(1982年12月3日生) | 2006年10月 弁護士登録<br>2006年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入所<br>2015年8月 同事務所 パートナー(現任)<br>2016年1月 株式会社ジー・スリーホールディングス<br>社外監査役<br>2016年11月 同社 社外取締役<br>2018年3月 株式会社ウィズソフト (現 株式会社カイト<br>テクノロジー) 社外監査役<br>2020年6月 八千代工業株式会社 社外監査役(現任)<br>2021年9月 株式会社カイトテクノロジー 社外取締役(監査<br>等委員)(現任)<br>2022年2月 弁護士法人阿部・井窪・片山法律事務所社員<br>福岡オフィス所長 (現任) | 一株             |
|       | 社外監査役候補者<br>とした理由                  | 松本卓也氏は、弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため当社の監査役候補者といたしました。<br>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。                                                                                                                                                        |                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 芝田誠氏、小泉勝巳氏、松本卓也氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 芝田誠氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年9ヶ月であります。
4. 小泉勝巳氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年2ヶ月であります。
5. 当社は、芝田誠氏及び小泉勝巳氏との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結しております。両氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、松本卓也氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、細窪政氏及び池田良介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、松本卓也氏の選任が承認された場合は、同様の届け出を提出する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2023年2月に当該保険契約を更新する予定です。

## 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| なが た ゆきひろ<br>永田 幸洋<br>(1978年1月29日生) | 2006年10月 弁護士登録<br>2006年10月 TMI総合法律事務所入所<br>2012年5月 ジョージタウン大学ロースクール卒業(LL.M.)<br>2013年7月 TMI総合法律事務所 復帰<br>2014年2月 カリフォルニア州弁護士登録<br>2019年1月 TMI総合法律事務所 パートナー<br>2022年2月 弁護士法人伏見総合法律事務所東京事務所パートナー (現任) | －株             |
| 補欠の社外監査役候補者<br>とした理由                | 永田幸洋氏は、弁護士として高度な知識、知見を有しており、客観的、中立的な立場から監査を行えると判断したため当社の補欠監査役候補者といたしました。                                                                                                                           |                |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 永田幸洋氏は社外監査役候補として選任するものであります。
3. 永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令の限度額で締結する予定であります。
4. 永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という）契約を保険会社との間で締結しており、これにより取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。永田幸洋氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。

## 第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、中長期的な業績拡大及び企業価値の向上を目指すにあたり、当社の取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで「中期経営計画」の達成及び中長期の業績拡大へよりコミットすることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであり、相当であると判断しております。

なお、当社は2022年2月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めており、その概要は事業報告17頁に記載のとおりですが、本議案をご承認いただいた場合には、その内容を本議案に沿った形に変更することを予定しております。

### 1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する金銭報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2018年11月2日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内とすることをご承認いただいております。

また、2020年5月27日開催の第5期定時株主総会において、既存の金銭報酬とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対する報酬としての譲渡制限付株式報酬を年額80,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）の金銭報酬債権として付与することをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績及び企業価値向上を目指すにあたり、当社取締役がより一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬及び譲渡制限付株式報酬の額とは別枠にて、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。

ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は6名（うち、社外取締役2名）ですが、第4号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役4名（うち、社外取締役2名）となります。

## 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### (1) 新株予約権の数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、1,400個を限度とする。

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は140,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。また、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において新株予約権の公正価額の算定のために一般的に利用されている算定方法により算定される公正価額を基準として当社取締役会で定める額とする。ただし、当社は新株予約権の割当てを受ける取締役に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、当該取締役は、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務を相殺するものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たり1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### (5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2025年3月1日から2035年2月28日（ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）とする。

### (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### (7) 新株予約権の行使の条件

①2026年2月期までの事業年度に係る当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書の売上高が、11,000百万円を超過し、かつ、同期間に係る当社の有価証券報告書の連結損益計算書に基づき算出される営業利益が、1,500百万円を超過した場合。上記における営

業利益は、当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社連結損益計算書上の営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額とする。

なお、営業利益の額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）における営業利益に、当社連結キャッシュ・フロー計算書上の減価償却費（のれん償却費を含む）を加算した額を参照するものとし、本新株予約権及びその他当社が発行する新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算し、当該有価証券報告書が提出された時点からかかる営業利益の額が適用される。

また、上記の売上高及び営業利益の判定に際しては、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、売上高及び営業利益の判定に際しては、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

②新株予約権者は、本新株予約権の行使時においても、当社及び当社子会社並びに当社関連会社の取締役、上級執行役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### (8) 新株予約権の取得に関する事項

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第8号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人とした理由は、会計監査人としての品質管理体制、会計監査に必要な専門性及び独立性、グローバルな監査体制、当社グループの理解度、監査費用等を総合的に勘案して適任であると判断したためであります。

太陽有限責任監査法人の主たる事務所及び沿革等は次のとおりであります。

(2021年12月31日現在)

|   |   |                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                     |
|---|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 | 称 | 太陽有限責任監査法人                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                     |
| 事 | 務 | 所                                                                                                                                                                                            | 主たる事務所<br>東京都港区元赤坂1-2-7赤坂Kタワー22階                                                                                                    |
| 沿 | 革 | 1971年 9月 太陽監査法人設立<br>1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟<br>2006年 1月 太陽監査法人とASG監査法人が合併し太陽ASG監査法人となる<br>2012年 7月 永昌監査法人と合併<br>2013年10月 霞が関監査法人と合併<br>2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更<br>2018年 7月 優成監査法人と合併 |                                                                                                                                     |
| 概 | 要 | 構成人員                                                                                                                                                                                         | 代表社員・社員 88名<br>特定社員 4名<br>公認会計士 303名<br>公認会計士試験合格者等 245名<br>その他専門職 187名<br>事務職員 87名<br>契約職員 221名<br>合計 1,135名<br>金融商品取引法・会社法監査 292社 |

以上

## 会場

東京都渋谷区渋谷2-22-3 渋谷東口ビル1階  
**TKPガーデンシティ渋谷 ホールA**

## 交通のご案内

- ・ J R **渋谷駅 東口** (徒歩3分)
- ・ 東急東横線 **渋谷駅 B5番出口** (徒歩2分)
- ・ 東京メトロ銀座線 **渋谷駅** (徒歩3分)
- ・ 東急田園都市線 **渋谷駅 B5番出口** (徒歩2分)
- ・ 東京メトロ半蔵門線/副都心線 **渋谷駅 B5番出口** (徒歩3分)



●駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスによる感染症の流行が懸念されておりますので、ご来場なさらずに議決権を行使して頂く方法として、同封の議決権行使書面又はインターネットによる事前行使のご利用もご検討をお願い申し上げます。  
また、株主総会会場において、**感染防止のためのご協力**をお願いする場合がございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。